令和７年度島根県障害者ピアサポート研修事業

提案競技要項

１．業務名

　　令和７年度島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

２．業務の目的

　　自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

３．業務内容等

（１）委託期間

　　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

（２）業務内容

　　　障害者ピアサポート研修事業実施要綱に基づき、次に掲げる研修を開催する。

1. 令和７年度島根県障害者ピアサポート研修基礎研修
2. 令和７年度島根県障害者ピアサポート研修専門研修

（３）予算額

　　　１，９９６千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

　　　※この金額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打ち合わせに要する費用を含む。

４．参加資格

　　提案競技に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（１）法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。

（３）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

（５）島根県税等について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

　　　　ア　島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

　　　　　　　島根県税の未納の徴収金がないこと

　　　　　　　所管税務署が発行する未納の徴収金がないこと

　　　　イ　島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

　　　　　　　所得税の未納の徴収金がないこと

（６）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

（７）島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

５．提案方法等

（１）関係書類の配布

　　　提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書については、令和７年３月１８日（火）から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページで配布する。

（２）提出書類

　　　①提案競技参加申込書（様式１）

　　　②宣誓書（様式２）

　　　③提案書（様式３）

　　　④経費見積書（任意様式）

（３）提案書の作成

　　　提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書による

（４）質問の受付

　　　受付期間　　令和７年４月１６日（水）午後５時まで

　　　受付方法　　提案競技に係る質問書（様式４）を作成し、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

　　　　　　　　　FAX　0852-22-6687

　　　　　　　　　E-mail　syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

　　　回答方法　　令和７年４月２３日(水)までに、県のホームページにおいて公表する（質問者名は公表しない）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

（５）提案書の提出

　　　提出期限　　令和７年４月３０日（水）午後５時まで

　　　　　　　　　郵送の場合は書留とし、同日午後５時までに必着とする。

　　　提出先　　　島根県健康福祉部障がい福祉課

　　　　　　　　　〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

６．選定方法

（１）別に定める審査会において、あらかじめ定めた審査基準に従い、提出書類及びプレゼンテーションにより厳正な審査を行い、最も高い評価点を得た者を契約予定者として選定する。

（２）以下の審査基準により採点する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 審査基準 |
| １ | 業務の内容 | ・有効な事業実施の基本方針を定めているか。・事業を主体的に実施する上で研修の実施方法が具体的かつ有効なものであるか。・事業所主体的に実施する上で、実行委員会（仮称）の運営方法が具体的かつ有効なものであるか。・提案内容、スケジュール等から確実な実施ができるか。 |
| ２ | 業務の実施体制 | ・企画提案（事業計画）に沿った事業内容を安定して行う体制を有するか。（事業の管理運営体制、財務状況の健全性、法令順守等）・合理的配慮の申出に対し、適切に応じる準備はあるか。・県との協議や実施状況等の報告の方法は具体的なものであるか。 |
| ３ | 業務についての経験 | ・障がい当事者を受講対象とする研修を実施したことがあるか。・障がい当事者を講師とする研修を実施したことがあるか。・全県を対象とする研修を実施したことがあるか。 |
| ４ | 業務に要する経費及びその内訳 | ・事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果等に照らして適切であるとともに、経費の総額が上限額以下であるか。 |

（３）プレゼンテーションの実施日時及び場所

　　　令和７年５月上旬～中旬　島根県庁を予定

　　　プレゼンテーションの実施日時及び場所は対象者に対して個別に連絡する。

（４）審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。

（５）審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（６）応募に係る留意事項

　　　①提出期限以降の問合せ又は提出書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

　　　②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

　　　③提出書類の著作権は提案者に帰属する。

　　　④提出書類は他の提案者に対して原則非公開とする。

　　　⑤提出書類は返却しない。

⑥提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

７．提案の無効に関する事項

　　次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

（１）参加する資格のない者が提案したとき。

（２）提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

（３）虚偽の記載や提案に関する不正行為があったとき。

（４）提案者が他人の提案の代理をしたとき。

（５）その他、あらかじめ示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

８．スケジュール

　　　令和７年　３月１８日（火）～募集開始

　　　　　　　　４月１６日（水）　質問受付期限

　　　　　　　　４月２３日（水）　質問回答

　　　　　　　　４月３０日（水）　提出書類提出期限

　　　　　　　　５月上旬　　　　　審査会

　　　　　　　　５月下旬　　　　　選考結果通知

　　　　　　　　６月下旬　　　　　委託契約締結

９．契約手続き等

（１）契約の締結

　　　審査会で選定された者を業務委託予定者とし、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を行う。

（２）契約内容

　　　業務委託予定者と協議の上、提案書を踏まえたものとする。

（３）契約金額

　　　業務委託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

（４）契約保証金

　　　島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第６９条の２に該当する場合は免除する。

（５）その他の契約事項

　　　業務委託予定者と協議の上、定める。

10．提案書提出及び問合せ先

　　島根県健康福祉部障がい福祉課　相談支援係（担当：奥原）

　　〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

　　TEL　0852-22-6009

　　FAX　0852-22-6687

　　E-mail　syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp